

学校給食事業委託業者選定評価基準

令和6年9月

留萌市学校給食センター

【事業者選定評価基準】

目 次

1. 事業者選定評価基準の位置づけ	1
2. 事業者選定の概要	1
(1) 事業者選定の方式	1
(2) 事業者選定の方法	1
(3) 事業者選定の体制	1
3. 優先交渉権者決定の手順	2
4. 提案評価	3
(1) 提案書類の確認	3
(2) 提案内容の審査	3
ア 提案内容の審査	3
イ 得点化方法	5
(3) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定	5
ア 総合評価点の算定	5
イ 最優秀提案者等の選定	5
(4) 優先交渉権者の決定	5
(5) 審査結果の通知及び公表	6

1. 事業者選定評価基準の位置づけ

学校給食事業委託事業者選定評価基準（以下、「選定基準」という。）は、留萌市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が学校給食事業の民間委託（以下、「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定を行うのに際し、選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

2. 事業者選定の概要

（1）事業者選定の方式

事業者の選定にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

（2）事業者選定の方法

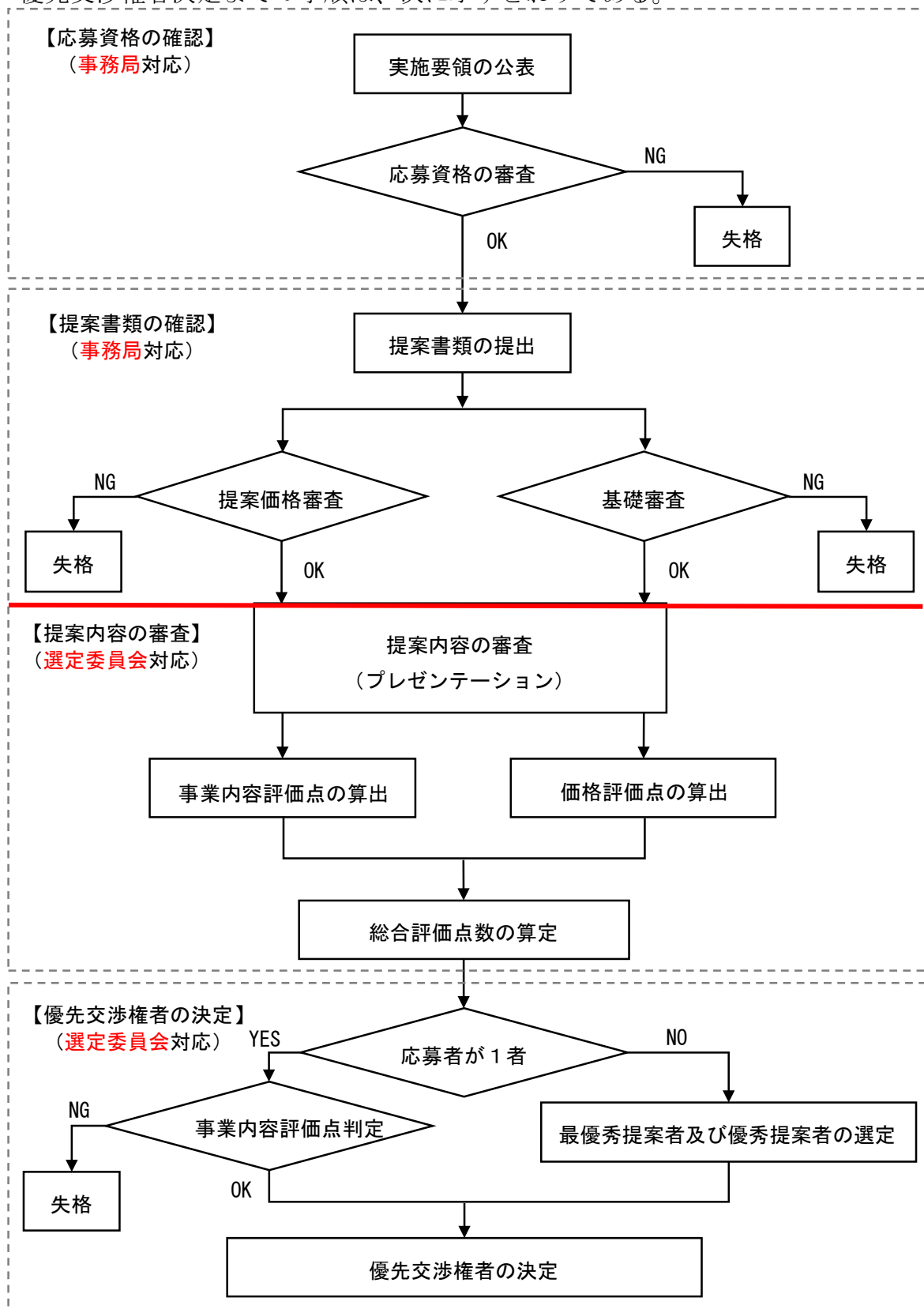
事業者の選定は、企画提案内容の審査及び評価により行う。

（3）事業者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、教育委員会が基礎審査及び提案価格の審査を行った上で、学校給食事業委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、公平性及び透明性を確保し、最優秀提案者及び最優秀提案者の次に優秀な提案者（以下、「優秀提案者」という。）の選定を行い、本事業における優先交渉権者を決定する。

3. 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの手順は、次に示すとおりである。



4. 提案評価

(1) 提案書類の確認

教育委員会は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに評価に反映することもある。

(2) 提案内容の審査

ア 提案内容の審査

(ア) 提案価格審査

教育委員会は、応募者が提出した提案価格が、委託料上限額以下であることを審査する。

(イ) 基礎審査

教育委員会は、提案価格が委託料上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「仕様書」に定めた水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(ウ) 結果の通知

教育委員会は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者へ通知し、プレゼンテーションの日程を伝える。

(エ) 提案内容の審査

提案価格の審査及び基礎審査後、選定委員会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。プレゼンテーションの概要は以下に示すとおりとし、詳細は応募者へ通知する。

a 実施時期

令和6年11月上旬

b 実施場所

留萌市役所

c 出席者

出席者（説明者）は応募者1者あたり5名までとする。

d 実施時間

1者30分以内（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内）とする。なお、プレゼンテーション時間を1分超過した時点で説明を打ち切り、ヒアリングに移行する。

e 実施方法

プレゼンテーションは選定委員が審査内容を把握しやすいように努めること。

f 使用機器

会場には、スクリーン、プロジェクター（VGA ケーブル、HDMI ケーブル含む）を設置している。これら以外のパソコン等の機器は、各応募者が用意すること。

g その他

- ・非公開で実施する。
- ・提案書類に記載した内容に限り、追加資料の配布は認めない。
- ・ヒアリング会場でのテープレコーダ等による録音を認めない。

(オ) 提案内容の審査

提案内容の審査においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化し、審査項目及び配点は、次のとおりとする。

審査項目及び配点

○事業内容評価点

審査項目	配点	評価基準
学校給食に関する基本的な考え方	10	学校給食に対する考え方や理解は十分なものとなっているか
		業務を行う上での運営方針や取組み姿勢は優れているか
安全衛生管理	20	衛生管理に関する知識を有し、安全安心な給食提供が可能か
		調理員等の衛生・健康管理が考えられ、確実に実施されるか
業務実施体制	20	業務実施体制が確保され、円滑な事業運営が可能か
		企画提案内容どおりの事業が確実に実施できる体制となっているか
危機管理体制	10	危機管理に対する考え方や対応などは十分なものとなっているか
		事故や災害は発生した場合の対応が考えられているか
施設の有効活用	10	施設の余剰調理能力の有効活用が考えられているか
		当市の学校給食以外の調理提供が考えられているか
その他独自取組み	10	上記以外の独自の取組みが考えられており、実施可能なものとなっているか。
小計	80	

○価格評価点

審査項目	配点	評価基準
提案見積額 (事業委託)	20	委託料上限額以下であること
小計	20	

評価点合計	100	
-------	-----	--

イ 得点化方法

(ア) 事業内容評価点の得点化方法

事業内容評価点は、評価項目ごとに以下のとおり 5 段階の評価を行い、得点化する（最高 80 点）。事業内容評価は各選定委員別に行う。各応募者の事業内容評価点は、各選定委員が得点化した点数を平均して算出する。

なお、事業内容評価点は、小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位までを求める。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該評価項目において優れている	配点×1.0
B	当該評価項目においてやや優れている	配点×0.8
C	当該評価項目において普通である	配点×0.6
D	当該評価項目においてやや劣っている	配点×0.4
E	当該評価項目において劣っている	配点×0.2

(イ) 価格評価点の得点化方法

価格提案の価格評価点は最高 20 点とし、最も低い価格を提示した応募者の評価点を満点として、

価格評価点＝（応募者の最も低い提案価格÷応募者の提案価格）×20

(3) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

ア 総合評価点の算定

各応募者について、事業内容評価点及び価格評価点を合計し、総合評価点を算出する。

(ア) 事業内容評価点と価格評価点の合計は 100 点満点とする。

(イ) 事業内容評価点と価格評価点のウェイトは、8 対 2 とする。

イ 最優秀提案者等の選定

(ア) 各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

(イ) 得点の合計が最も高い提案が 2 以上ある場合には、価格評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

(ウ) 以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

(4) 優先交渉権者の決定

教育委員会は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

ただし、事業内容評価点が 48 点に満たない場合は失格とする。

なお、本事業に対する応募者が 1 者のみであった場合についても、実施要領の規定により優先交渉権者を決定するものとし、このとき、応募者の事業内容

評価点が48点以上の場合を優先交渉権者とし、48点未満の場合は失格とする。

(5) 審査結果の通知及び公表

教育委員会は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、教育委員会ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。